

# 山梨県公報

号外第二十九号

平成二十二年

三月三十一日

水曜日

## 目次

### 人事委員会

- 一 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 二 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 三 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 四 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 五 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 六 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 七 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則
- 八 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 九 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 一〇 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 一一 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 一二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 一三 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 一四 職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

心理

主として心理学に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする

別表第二職員採用上級試験の項中

獣医師	職
主として獣医学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

を

心理	主として心理学に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
----	--

に改め、同表民間企業等職務経験

者職員採用試験の項中「基礎能力試験」を「教養試験」に改め、同表備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四職員採用上級試験の項第一号中「以上満二十九歳」を「以上満三十五歳」に改め、「獣医師の試験職種にあつては満二十三歳以上満三十一歳未満」を削り、「あ

つては満二十九歳」を「あつては満三十五歳」に改め、同項第三号の表中

薬剤師	獣医師
-----	-----

薬剤師の免許

を

薬剤師	薬剤師の免許
-----	--------

に改め、同表民間企業等職務経験者

職員採用試験の項第二号中「年度の」の下に「前年度の」を加える。

別表第六の一の表を次のように改める。

一 法令に基づく免許を有する者をもつて補充する職

職	免許種目
医師	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許
歯科医師	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による歯科医師の免許

義肢装具士	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による義肢装具士の免許
歯科技工士	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）による歯科技工士の免許
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゆう師 柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許
助産師 看護師 准看護師	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三三号）による助産師、看護師、准看護師の免許
獣医師	獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師の免許

**附 則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十二号**

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会  
委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二に次の一項を加える。

4 条例第二十六条第五項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間外に勤務した月又は条例第二十六条第二項に規定する割振り変更

前の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を県職員勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替（県職員勤務時間規則第三条第二項及び学校職員勤務時間規則第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限り。）により週休日（県職員勤務時間条例第三条第一項及び学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

二 正規の勤務時間外に勤務した月又は条例第二十六条第二項に規定する割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を県職員勤務時間条例第四条第一項又は学校職員勤務時間条例第五条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（県職員勤務時間条例第四条又は学校職員勤務時間条例第五条の規定により週休日とされた日に限り。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日

ロ 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日

(2) 当該月における週休日の振替（県職員勤務時間規則第三条第二項及び学校職員勤務時間規則第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限り。）により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日

ロ 当該月における最初の原週休日

イ 休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日

ロ 当該月における最初の原週休日

イ 休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

四十条第一項中「又は」を「、県職員勤務時間条例第八条の四第一項若しくは学校



「に改め、同部食肉衛生検査所の項中

次長	七種（人事委員会が認め
食肉検査指導幹	八種（人事委員会が認め

る者にあつては六種）  
る者にあつては七種）

を

次長	七種（人事委員会が認める者にあつ
----	------------------

ては六種）

に改め、同部動物愛護指導センターの項中「七種」を「七種（人事委員会  
が認める者にあつては六種）」に改め、同部峡東林務環境事務所の項中「四種」を「

五種（人事委員会が認める者にあつては四種）」に改め、同部森林総合研究所の項中

所長	四種（人事委員会が認める者にあつては三種）
副所長	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

を

所長	四種（人
----	------

事委員会が認める者にあつては三種）

に、

普及指導幹	七種
研修指導幹	八種（人事委員会が認
研究管理幹	

める者にあつては七種）

を

研究管理幹	八種（人事委員会が認める者にあつて
-------	-------------------

は七種）

に改め、同部宝石美術専門学校の項中

事務局長	二種（人事委員会
教務管理幹	八種（人事委員会

が認める者にあつては一種）  
が認める者にあつては七種）

を

事務局長	二種（人事委員会が認める者にあつ
------	------------------

ては一種）

に改め、同部産業技術短期大学の項中「二種」を「三種」に、「一種」  
を「一種又は二種」に、「管理部長」を「事務局次長」に改め、同部都留高等技術専

門校及び峡南高等技術専門校の項中

副校長	七種（人事委員会が認める者
職業訓練指導幹	八種（人事委員会が認める者

にあつては六種）  
にあつては七種）

を

副校長	七種（人事委員会が認める者にあつては
-----	--------------------

六種）に改め、同部新環状・西関東道路建設事務所の項中

技術指導幹	七
工事施工管理幹	八

種 種

を

技術指導幹	七種
-------	----

に改める。

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中

「施設管理監  
適応指導監」

を「施設管理監」に、「

人事管理監

義務教育指導監

高校教育指導監

文化財指導監」

に改め、同部図書館の項中

館長	四種
副館長	五種（人

館長





第三十条の二に次の一項を加える。

4 条例第二十三条第五項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の場合に、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間外に勤務した月又は条例第二十三条第二項に規定する割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を県職員勤務時間条例第三条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日  
ロ 当該月における週休日の振替（県職員勤務時間規則第三条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（県職員勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

二 正規の勤務時間外に勤務した月又は条例第二十三条第二項に規定する割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を県職員勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日  
(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日  
ロ 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日  
ハ 当該月における日曜日の日数が六である場合 当該月における最初の原週休日  
ニ 当該月における日曜日の日数が七である場合 当該月における最初の原週休日  
ホ 当該月における日曜日の日数が八である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が九である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十一である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十二である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十三である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十四である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十五である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十六である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十七である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十八である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が十九である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十一である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十二である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十三である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十四である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十五である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十六である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十七である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十八である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が二十九である場合 当該月における最初の原週休日  
ヘ 当該月における日曜日の日数が三十である場合 当該月における最初の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前一号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

第三十一条の二第一項中「又は」を、「県職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。  
2 職員が県職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは、「県職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

附則  
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号  
地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日  
山梨県人事委員会  
委員長 小澤 義彦

地域手当に関する規則の一部を改正する規則  
地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表東京都の項中「八王子市 立川市 府中市」を「八王子市」に改め、同表長野県の項中「長野市」を「松本市」に改める。

附則  
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号  
寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日  
山梨県人事委員会  
委員長 小澤 義彦

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則  
寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

「長野市

別表第一中 伊那市」を「松本市」に改める。

別表第二中 「大月市箕子町吉久保一九六 箕子小学校  
南アルプス市芦安安通三三五 芦安小学校」を「南アルプス市芦安安通  
三三五一芦安小学校」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十七号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

**特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「衛生公害研究所又は衛生監視指導センター」を「又は衛生環境研究所」に改める。

第八条第一項第一号中「生活安全企画課」を「生活環境課」に改める。

第十二条第一項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に、「又は山梨園芸高等学校」を「山梨園芸高等学校又は笛吹高等学校」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

**第二十三条** 保健衛生業務従事手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 衛生業務課に勤務し、食品に関して巡回による監視を行い、かつ、直接事業者に対し指導を行う職員
  - 二 保健福祉事務所、林務環境事務所、衛生環境研究所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健衛生に関する現業を行う職員
- 第三十二条の十四第二項第二号中「とする」を「（人事委員会が定める業務にあつては、五十円を加算した額）とする」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第十八号**

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

**山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第九条第一項において」を「以下」に改める。

第八条の十一の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

**第八条の十一** 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号。次項において「職員給与条例」という。）第二十六条第五項又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十二号。次項において「警察職員給与条例」という。）第二十三条第五項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第八条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十条第一項に規定する代休日を含む。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における職員給与と条例第二十六条第五項又は警察職員給与と条例第二十三条第五項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- 一 職員給与と条例第二十六条第一項第一号又は警察職員給与と条例第二十三条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数
- 二 職員給与と条例第二十六条第三項又は警察職員給与と条例第二十三条第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数
- 三 職員給与と条例第二十六条第一項第二号又は警察職員給与と条例第二十三条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数



3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第八条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第八条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、任命権者が定める。

第九条第一項中、「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第三十一条第一項第三号中、「週休日」の下に、「、条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「第八条第一項において」を「以下」に改める。

第七条の十一の次に次の一条を加える。  
(時間外勤務代休時間の指定)

第七条の十二 条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号。次項において「職員給与条例」という。）第二十六条第五項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 県教育委員会は、条例第九条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第十一条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における職員給与と条例第二十六条第五項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 職員給与と条例第二十六条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員給与と条例第二十六条第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 職員給与と条例第二十六条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 県教育委員会は、条例第九条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、県教育委員会が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。

5 県教育委員会は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。



6 県教育委員会は、条例第九条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、任命権者が定める。

第八条第一項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第九条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第三十条第一項第三号中「週休日」の下に「、条例第九条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

#### 附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第二十号

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

#### 山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第二十一号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十二年三月三十一日

#### 山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則(平成十七年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を

次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第四十九条の二第一項に規定する不服申立て又は法第四十六条の規定による勤務条件に関する措置の要求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第三条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四条第三項中「不利益処分についての不服申立に関する規則」を「不利益処分についての不服申立に関する規則」に改め、「みなす。」の下に「ただし、人事委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。」を加える。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

